

横浜市消費生活総合センター  
指定管理者選定委員会  
審査報告書

平成 22 年 9 月

## 1 経緯

横浜市消費生活総合センターの指定管理候補者の選定にあたり、横浜市消費生活総合センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された提案書類及び公開ヒアリングを実施し、提案内容の審査を行いました。

このたび選定委員会による審査が終了しましたので、ここに審査結果を報告します。

## 2 横浜市消費生活総合センター指定管理者選定委員会 選定委員

委員長 西村 隆男 横浜国立大学 教育人間科学部教授  
委員 小菅 光良 社団法人 横浜市工業会連合会 顧問  
高井佳江子 弁護士  
齋藤 昌照 税理士  
服部 孝子 横浜市消費者団体連絡会 前事務局長

## 3 審査等の経過

経過項目	年月日
第1回 選定委員会 (1) 委員長の選任について (2) 指定管理者の選定について (3) 指定管理者に求める業務の基準等について (4) その他（次回の日程について 等）	平成 22 年 7 月 12 日
応募のお知らせ及び応募要項等の送付	平成 22 年 7 月 16 日 発送
応募要項等に関する質問受付	平成 22 年 7 月 22 日～23 日
応募要項等に関する質問回答	平成 22 年 7 月 27 日
応募書類の受付	平成 22 年 8 月 20 日
第2回 選定委員会 (1) 応募団体への公開ヒアリング (2) 総合審査 (3) 審査結果報告書の作成について (4) その他	平成 22 年 9 月 10 日

#### 4 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市消費生活総合センター指定管理者応募要項」（以下、「応募要項」という。）において、あらかじめ定めた「評価基準項目及び配点」に従って、市民サービスの向上の視点から、応募団体への公開ヒアリング及び提案書類の審査を行いました。

審査にあたっては、100点を各評価項目に配分し、各委員が評価項目ごとに採点した上で、その合計点を審査得点としました。

##### 【審査における委員一人当たりの評価基準項目と配点】

評価項目	配点
1 団体の状況 (1) 団体の理念、経営方針及び財務状況 (2) センター運営にあたっての基本方針 (3) 第1期指定管理の実績	20点
2 職員配置・育成 (1) 職員の確保、配置及び育成	15点
3 センター事業に関する提案 (1) 事業概要、取組内容 (2) 事業の具体的な提案	50点
4 施設の管理・運営 (1) 施設及び設備の維持保全及び管理への提案 (2) 個人情報保護・情報公開への取組	10点
5 収支計画及び指定管理料 (1) 収支計画の適正性 (2) 運営費の効率性	5点
合 計	100点

##### 【審査における最低基準点】

委員一人当たりの最低基準点を80点/人とし、審査当日の出席委員数を乗じた点数を最低基準点とすることとしました。

## 5 応募条件等について

応募団体の、応募要項に定める「欠格事項」への該当の有無について確認しました。

【参考】応募要項（抜粋）

### 5 応募及び選定に関する事項

(5) 応募条件等について

ア 欠格事項

次に該当する場合は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納している場合
- (イ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中である場合
- (ウ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものである場合
- (エ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されている場合
- (オ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与している場合
- (カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体であること（※本項目については、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。）
- (キ) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

## 6 審査結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、得点合計が最低基準点を上回り、申請内容も適正であると認められたため、「財団法人横浜市消費者協会」を交渉権者と決定しました。

【最低基準点】

80点/人×5人（審査日出席委員数）＝400点

【審査得点】

団体名	評価項目	審査委員					得点合計
		A	B	C	D	E	
財団法人横浜市消費者協会	1 団体の状況	16	18	18	18	17	87
	2 職員配置・育成	12	13	13	13	12	63
	3 センター事業に関する提案	40	45	40	45	40	210
	4 施設の管理・運営	8	10	10	7	8	43
	5 収支計画及び指定管理料	4	5	5	5	4	23
			80	91	86	88	81

### 【審査講評】

今回の審査結果について、「財団法人横浜市消費者協会」は、基本方針及び経営方針が確立されていることや経験による安定性のほか、第1期の指定管理において、工夫に基づく経費負担増加なしの土日電話相談受付開始、平日の相談受付時間延長の実施など、市民サービスを向上させた実績の点で高い評価となりました。

しかしながら、事業提案内容においては、相談者、利用者側の視点が十分とはいえない傾向もみられ、市民のニーズをいかに事業に反映させていくかという点で課題が認められました。

センターにおける施設の管理運営、事業の推進において、利用者等の声を聞いて改善に結びつける仕組みを確立し、継続的に業務改善に取り組んでいく必要があります。

さらに、当該見直し状況公表といった結果のフィードバックや情報公開をより一層推進していく必要があります。

人材育成の観点からは、相談業務に関する専門性のみでなく、啓発事業を含めたセンター相談員としての総合的な専門性を高めていくよう要望します。特に、消費者教育の新たな手法を開発し、事業展開をマンネリ化させないように努めるよう強く要望します。

あわせて、消費者団体や消費生活推進員との連携、センターサポーターの育成など、市民との協働を推進させながら、より一層、総合力の高い運営主体として市民サービスの向上に努めることを期待します。